

こんな時は新たに温泉法の利用許可申請が必要です



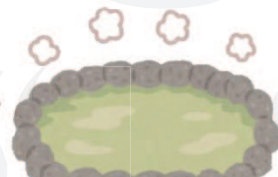
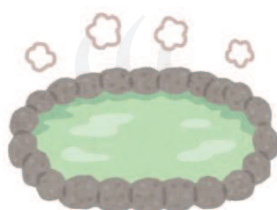
新しく浴槽を増設する



浴槽を入れ替える



浴槽の形(大きさ)を変える



使用する源泉を変える

温泉法の利用許可は**浴槽単位**で受ける必要があります。

既存の浴槽で許可を受けていても、新規の浴槽では**再度許可申請**が必要です。

この他にも必要な手続きがありますので、お問い合わせ先までご相談ください。

\*\*\*お問い合わせ\*\*\*

山梨県中北林務環境事務所 環境・エネルギー課 ☎0551-23-3090  
(所管区域：韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市、昭和町)

山梨県峡東林務環境事務所 環境・エネルギー課 ☎0553-20-2739  
(所管区域：山梨市、笛吹市、甲州市)

山梨県峡南林務環境事務所 環境・エネルギー課 ☎055-240-4141  
(所管区域：市川三郷町、富士川町、早川町、身延町、南部町)

山梨県富士・東部林務環境事務所 環境・エネルギー課  
☎0554-45-7811  
(所管区域：富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、  
山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村)

※ 甲府市内の場合は、甲府保健所 (055-237-2550) にお問い合わせください。



やまなし